

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 不動産取得税

- (1) 不動産取得税を課する仮換地等から、独立行政法人森林総合研究所が行う旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法に規定する事業によるものを除くこととした。（第54条関係）
- (2) サービス付き高齢者向け貸家住宅を新築した場合において、当該新築した住宅に係る課税標準の特例措置及び当該新築した住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第22条、附則第22条の2関係）

2 自動車取得税

一定の基準に適合した自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る自動車取得税の課税標準を軽減する特例措置の適用対象を改めることとした。（附則第24条の2の3関係）

3 狩猟税

狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした。（附則第30条関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（附則第22条、附則第24条の2の3関係）

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条、附則第3条関係）